

2010年(平成22年)11月30日 火曜日(第3種郵便物認可)

Q 雑誌に載っていた写真(スポーツをしている少年)をホームページに掲載したところ、著作者から使用の差し止めと損害賠償請求をされました。著作権とはどういうものですか。損害金を支払わないといけないのですか。

著作権って何？



写真など多くのものに公表するか、公表する認められます。著作権には著作したるかを選択する権利、人の人格的利益を保護する著作人格権と、財

産的利益を保護する著作財産権があります。他方、著作財産権は感情を創作的に表現したものの(著作物)に

対する権利です。小説、詩歌、楽曲、歌詞、踊りの振り付け、設計図、身専属権)。著作物を

侵害すれば賠償請求も

したり、放送する権利、複製物を頒布する権利などがあります。なお、家族など限られた範囲内での私的使用や引用して使用する場合に

著作権侵害がある場合、著作権者は差し止め請求、損害賠償請求ができます。

お尋ねのケースは、当該写真が著作物と認められる可能性が高く、ホームページに掲載したことになります(弁護士 松田健太郎)